令和2年度 文部科学省寄附フォーラム

税制トピックス

文部科学省

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

Ⅰ　寄附実績の動向

国立大学法人への寄附の状況

■国立大学法人への寄附の推移

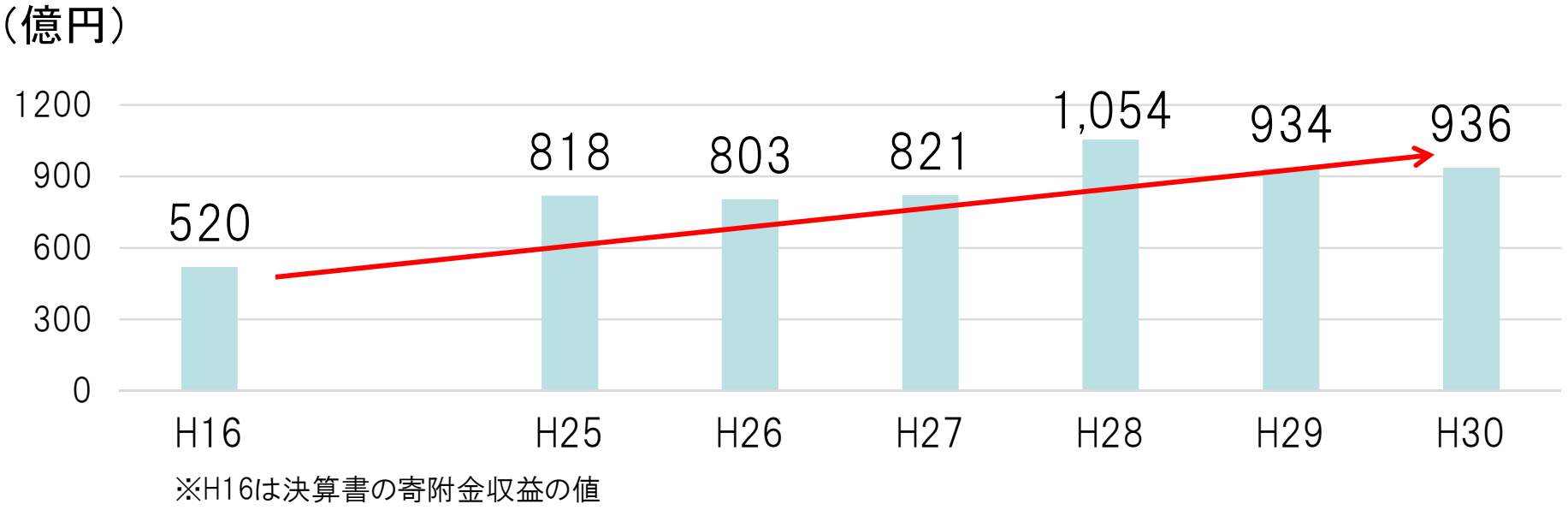

※H16は決算書の寄附金収益の値

■寄附の内訳

※（）内の額は税額控除を選択できる寄附の額。H30は精査中の額。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
個人寄附額	136億円	123億円	120億円	342億円	242億円 （4.5億円）	196億円 （13.5億円）
法人寄附額	682億円	680億円	700億円	711億円	693億円	739億円

※ H28個人寄附は名古屋大学等への計147億円、東工大等への計50億円の大型寄附を含む。
H29個人寄附は鹿児島大学への76億円の大型寄附を含む。

公立大学への寄附の状況

■公立大学法人への寄附の推移

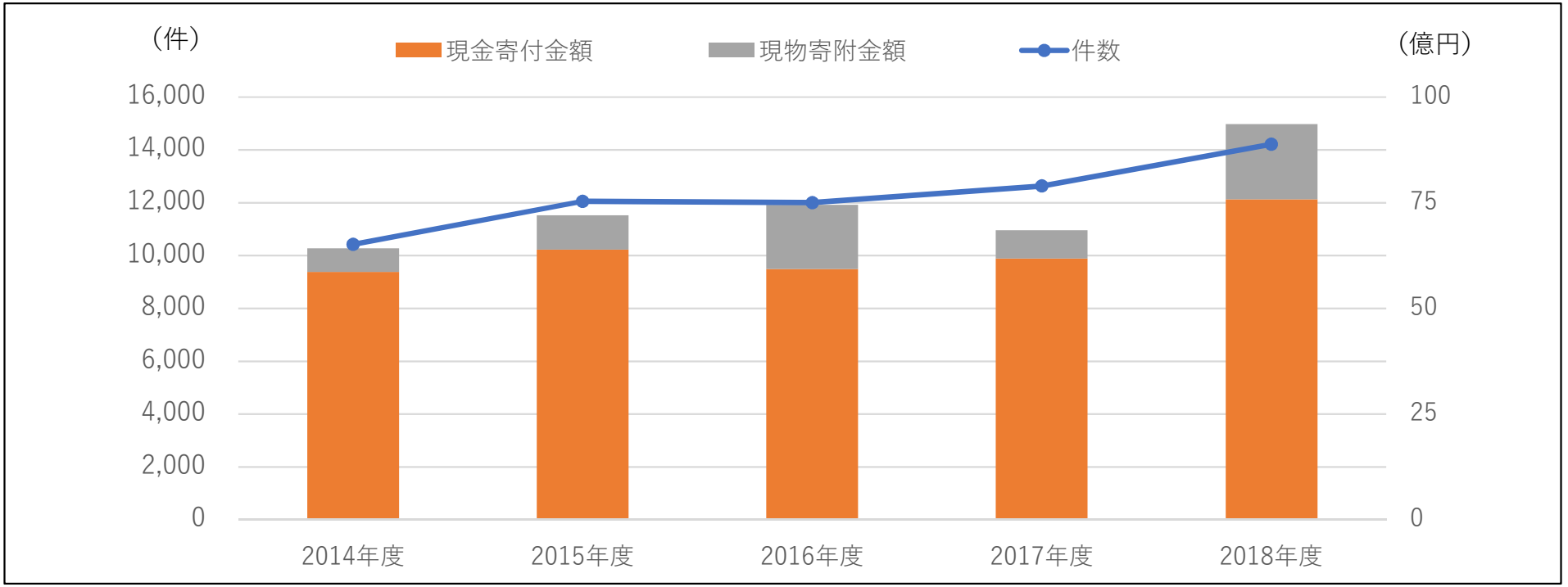

2019年度公立大学実態調査より（文部科学省調べ）

■寄附の内訳

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
件数	10,427件	12,056件	12,006件	12,636件	14,212件
現金寄付金額	58.6億円	63.9億円	59.3億円	61.8億円	75.8億円
現物寄附金額	5.6億円	8.1億円	15.2億円	6.7億円	17.8億円

学校法人への寄附の状況

■大学を設置する学校法人の寄附金受入額の推移

	H26	H27	H28	H29	H30
寄附金収入額	1,934億円	1,344億円	1,724億円	1,340億円	1,270億円
現金による寄附	977億円	1,041億円	1,136億円	1,056億円	1,031億円

※　H26の寄附金受入額には、ある学校法人への巨額の現物寄附を含む。

【出典】私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和元年版）」より文科省作成

■税額控除対象法人の個人現金寄附額の推移

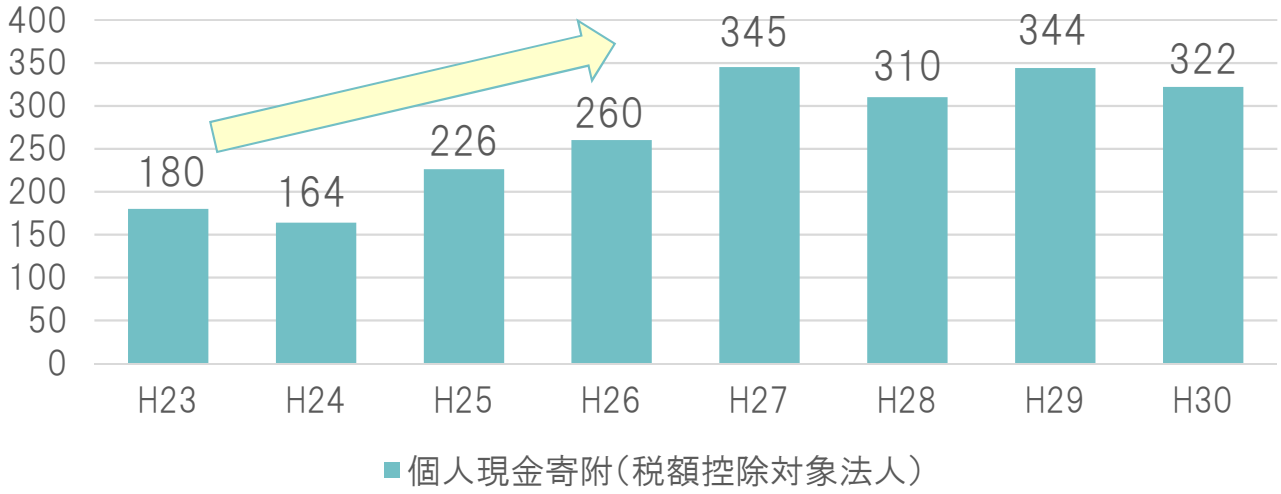

■個人現金寄附額の増加率

税額控除対象法人 （H23：180億円→H30：322億円）	179%

※　文部科学大臣所轄学校法人に対するアンケート調査結果より。

※　税額控除対象法人に対する個人現金寄付額について、学校法人の寄附者に対する税額控除制度が開始した、平成23年を始点として各年度の寄附金額を比較したもの。

研発法人、文化関係独法への寄附の状況

■国立研究開発法人（8法人）への寄附の推移

	H26	H27	H28	H29	H30
寄附金収入額	511百万円	476百万円	494百万円	528百万円	503百万円
個人寄附額	34百万円	16百万円	131百万円	11百万円	30百万円
法人寄附額	373百万円	273百万円	266百万円	287百万円	330百万円

※各年度の決算ベースで計上されている収入を記載。
※個人・法人寄附額については、両者を分けて集計することのできた法人の合計額。
※H28の法人寄附のうち、0.8百万円は現物寄附（現金寄附及び現物寄附を分けて集計できた法人の合計額）。
　その他の年度は、全て現金寄附額を記載。

■文化法人（日本芸術文化振興会、国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館）への寄附の推移

	H27	H28	H29	H30	H31
寄附金収入額	2,343百万円	2,464百万円	2,079百万円	2,305百万円	2,285百万円
個人寄附額	61百万円	90百万円	52百万円	158百万円	199百万円
法人寄附額	2,281百万円	2,374百万円	2,026百万円	2,147百万円	2,086百万円

アメリカにおける大学への寄附の受入れ状況①

■アメリカの大学への寄附額の推移（2010年から2019年までの会計年度の推計名目額）

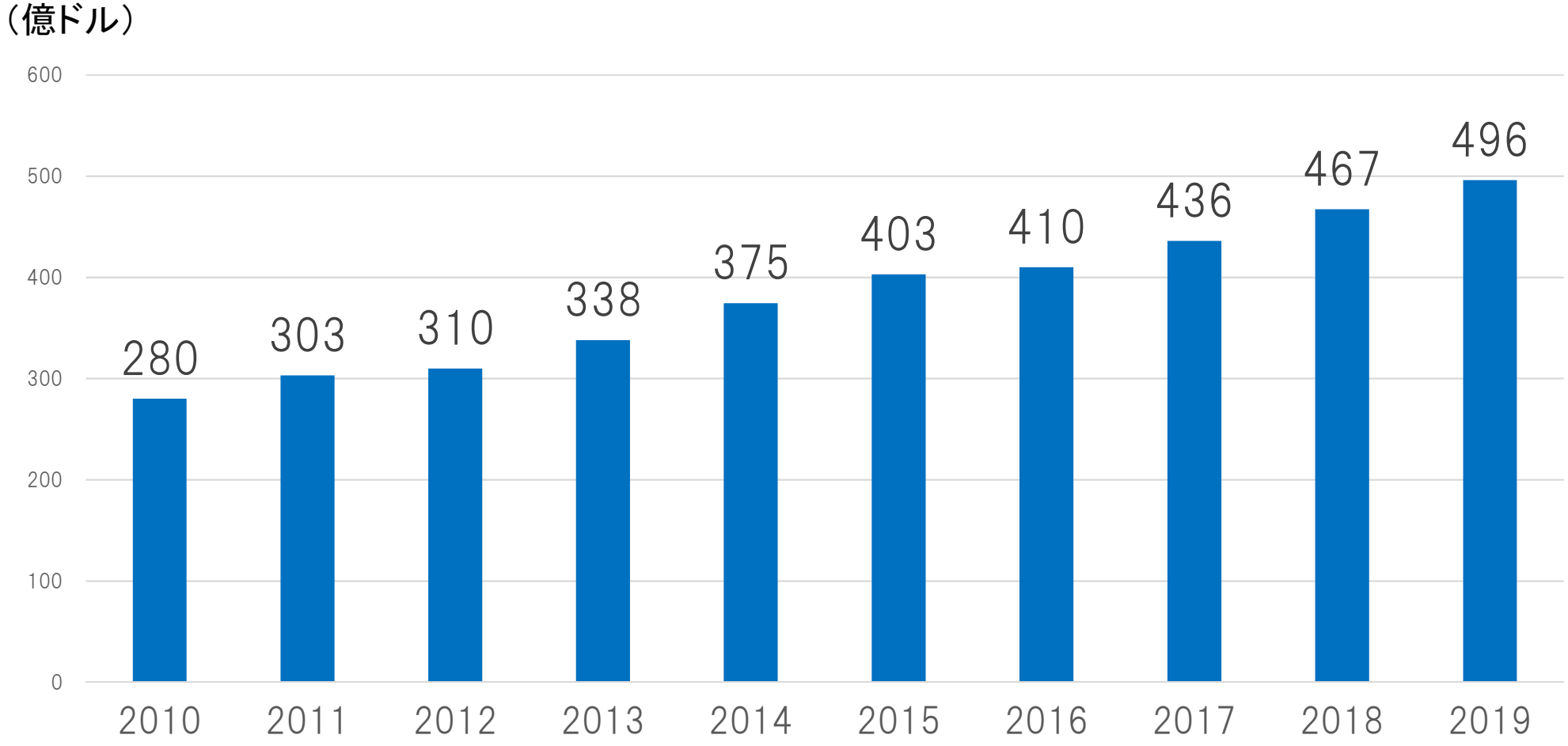

（出典）毎年実施されている「Voluntary Support of Education」調査の結果から作成。2010年分～2017年分まではCouncil of Aid to Educationが実施し、2018年分からはThe Council for Advancement and Support of Educationが実施している。

アメリカにおける大学への寄附の受入れ状況②

■アメリカの大学への寄附（2018年会計年度）

※黄色は州立大学

1	ハーバード	14億1870万ドル
2	スタンフォード	10億9706万ドル
3	コロンビア	10億　976万ドル
4	UCロサンゼルス	7億8665万ドル
5	UCサンフランシスコ	7億3027万ドル
6	ジョンズホプキンス	7億2360万ドル
7	ペンシルバニア	7億1753万ドル
8	ワシントン	7億1106万ドル
9	南カルフォルニア	6億4997万ドル
10	イェール	5億8595万ドル

11	シカゴ	5億7604万ドル
12	デューク	5億1689万ドル
13	コーネル	5億　730万ドル
14	ノートルダム	5億　277万ドル
15	ニューヨーク	5億　241万ドル
16	ミシガン	4億9003万ドル
17	MIT	4億6993万ドル
18	オハイオステイト	4億3697万ドル
19	UCバークレー	4億1937万ドル
20	インディアナ	4億　846万ドル

（出典）The Council for Advancement and Support of Educationが毎年実施する調査結果に基づくMarketWatch社の記事（2019.2.20.）等から作成。

日米の私立大学への寄附の状況について

日本の私立大学法人
（事業活動収入：6兆3858億円）

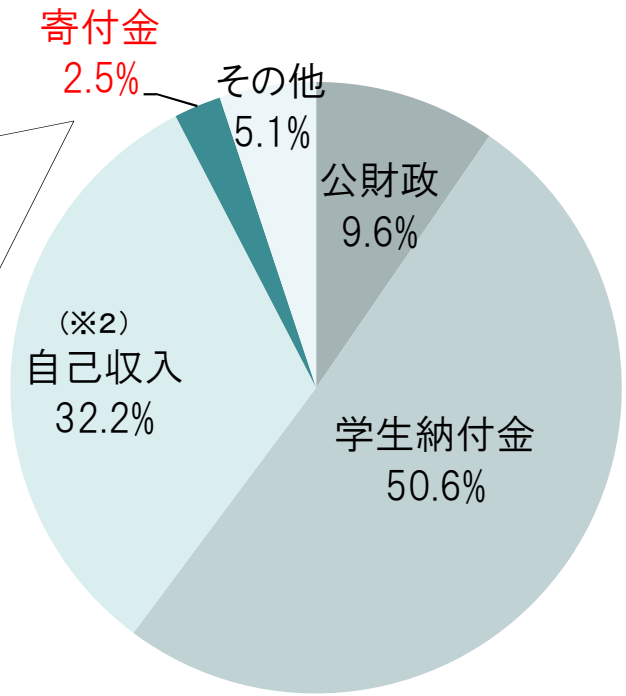

仮にアメリカと同程度の割合（約1.5割）まで拡充した場合・・

私立大学全体で約7,838億円の収入増（※）

（※）寄附金総収入（約1,568億円）が6倍になると仮定した場合の推計。

（出典）日本私立学校振興・共済事業団「平成29年度今日の私学財政」（平成28年度決算の大学法人）

（※2）医療収入が大半を占める

アメリカの私立大学
（Total revenue：＄181,732,488*）

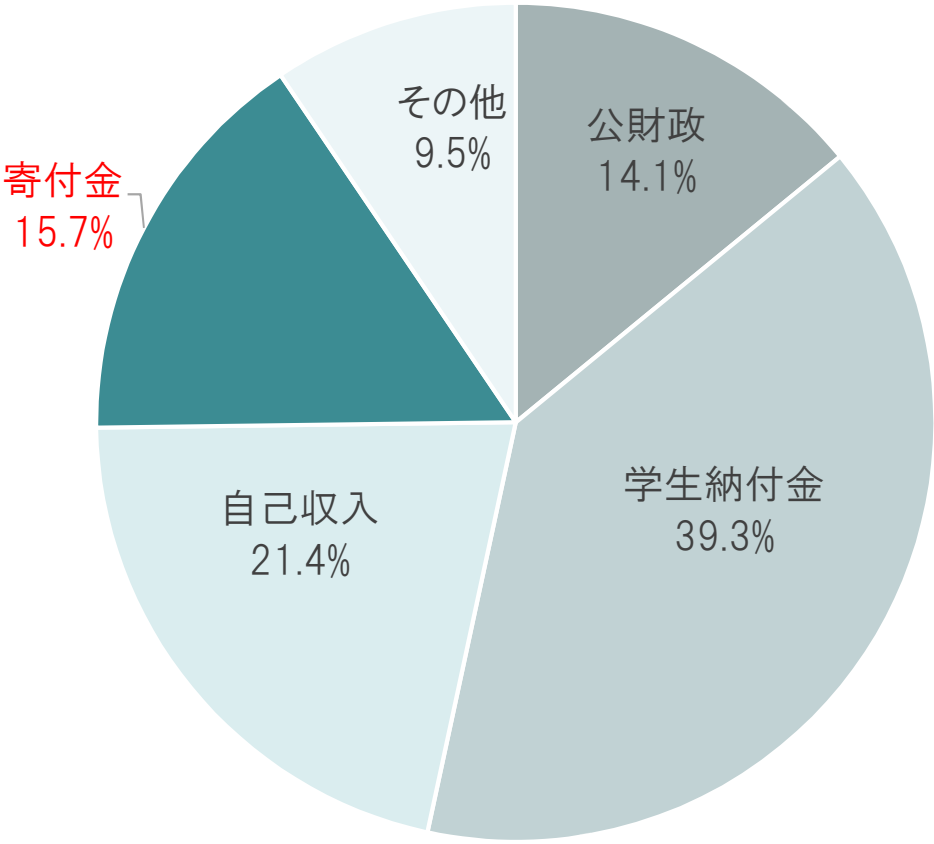

（出典）U.S. Department of Education, Digest of Education Statistics, Table 333.40（2015-2016）

***In thousands of current dollars**

Ⅱ　寄附促進に係る諸制度

文部科学行政分野への寄附に係る税制優遇の概要

■寄附に係る所得税、法人税の税制優遇

		国 自治体	私立大学 （学校法人）	国立大学 公立大学	国立研発法人（独法）	公益社団 ・財団法人
所得税	所得控除 寄附金−2,000円を所得から控除	○	○	○	○	○
	税額控除 （寄附金−2000円）の40%を所得税額から控除	×	○ （PST要件）	△ （※1）	×	○ （PST要件）
法人税	特増寄附枠 （所得×3.125%+資本等×0.1875%）を損金算入		○		○	○
	国・自治体への寄附、指定寄附 寄附金全額を損金算入	○	○ （私学事業団を通じた場合）	○	△ （※2）	△ （※2）

※1　修学支援事業および学生・ポスドクに対する研究助成・能力向上のための事業については税額控除が認められる。

※2　重要な科学技術に関する試験研究を主たる目的とする独法や公益社団・財団法人等による研究のための固定資産の取得については、個別に指定を得れば指定寄附の税制優遇が受けられる。

国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等

H30改正

○ 国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人、公益社団法人、公益財団法人に対して個人が現物資産（土地、建物、株等）の寄附を行い、これらの法人が当該資産を所轄庁の証明を受けた基金で管理する場合、みなし譲渡所得税の非課税要件を緩和。また、当該基金内での資産の代替要件も緩和。

○ 学校法人、社会福祉法人についても、現行のみなし譲渡所得税の非課税の承認手続が簡素化される特例の要件の対象資産に新たに株式を追加。

※みなし譲渡所得課税の非課税承認…現物資産の寄附に当たり、キャピタルゲイン（値上がり益）がある場合、当該金額に対しては所得税が寄附者に課される。ただし、公益目的事業に寄附する場合は国税庁長官の承認を受け、非課税とすることができる。

これまでの課題　①みなし譲渡所得税非課税の承認要件として原則、寄附資産を当該資産のまま（土地なら土地のまま）保有することが必要、
②非課税承認を受けるまでに時間がかかる等の課題あり。

◆国立大学法人・国立研究開発法人等への現物資産の寄附（認められた内容のイメージ）

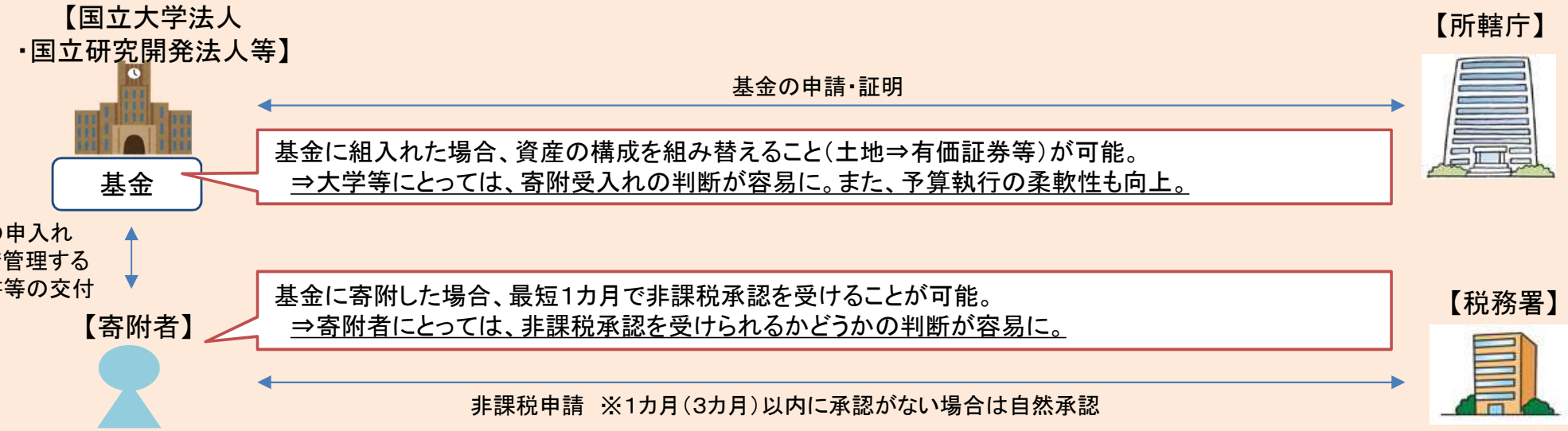

◆学校法人等への現物資産の寄附

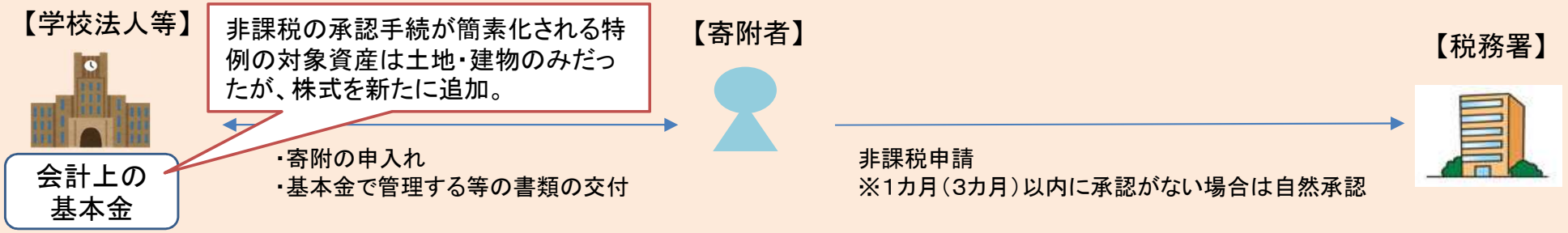

非課税承認を受けるための流れ

【ポイント】
〇非課税承認を受けるためには、要件を備えた基金を設置し、所轄庁の証明を受けることが必要。
〇寄付者はみなし譲渡所得非課税の申請書と合わせて、当該証明及び最初の事業年度の基金明細書を提出。
〇国立大学法人等は毎年度、所轄庁に対して、受け入れた資産を適切に管理しているかがわかる基金明細書を提出。

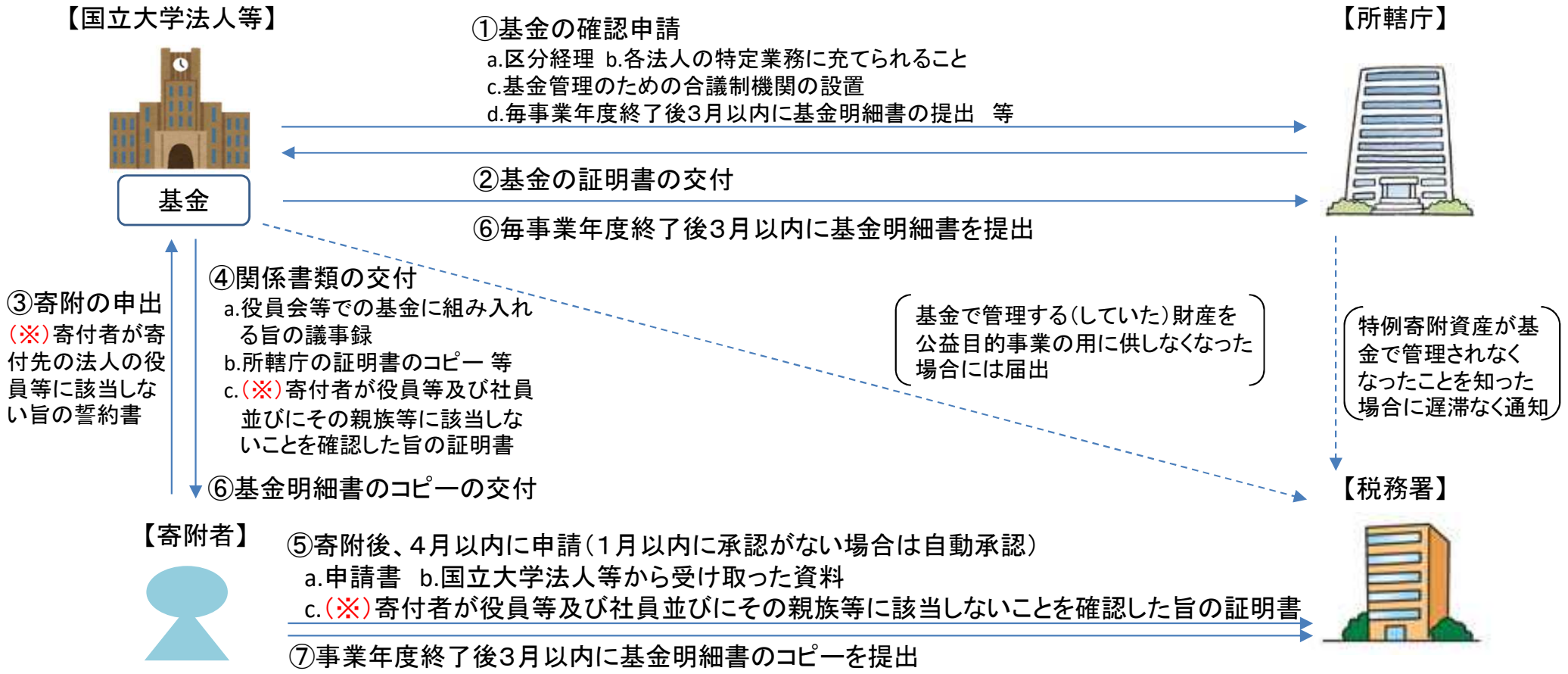

(※)の部分は国立研究開発法人(国100%出資以外の法人)、公益認定法人にのみ必要となるもの

より詳しい制度の詳細はこちら。
ー国税庁リーフレット http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/h30kouekihoujin_01.pdf
ー国立大学法人等向け申請の手引き http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1403895.htm
ー公益認定法人向け申請の手引き https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html

現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化【所得税等】

H29改正

非課税の承認手続が簡素化される特例の対象資産は土地・建物のみだったが、株式を新たに追加。

寄附者

土地・建物などの現物寄附

学校法人

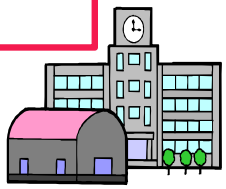

寄附時に取得価額より値上がりしていれば、譲渡所得が生じたものとみなされ、本来であれば寄附者に課税される

学校法人等への寄附の場合には、国税庁長官の承認により、非課税に

ただし、教育に2年間使っていることの証明などの要件が厳しく、承認までには長い時間と労力が必要

基本金に組み入れる場合、資産を売却し、売却益で別の資産（土地⇔株式）を取得することが可能に。

一定の要件を満たした場合には、承認手続きを大幅に簡素化

【承認手続きの簡素化特例の要件】
① 寄附者が寄附先の学校法人の理事等でないこと
② 寄附された財産が学校法人会計基準の基本金に組み入れられること
③ ②に関する理事会の決定があること 等

【承認手続きの簡素化】

①手続に要する時間の大幅な短縮（2年→1～2ヶ月）

②提出書類の削減（11種類→5種類）

☆平成29年度改正：特例の対象を大臣所轄学校法人だけでなく知事所轄学校法人にも拡大。

☆平成30年度改正：特例の対象資産について、土地・建物に加えて株式を新たに追加。
基本金に組み入れる場合、資産の構成の組み換えが可能に。

特例の対象をすべての学校法人に拡大し、対象となる資産も拡大
寄附の促進による教育環境のさらなる充実へ

国立大学法人

■確認を受けた基金の件数：26件
（令和2年6月末現在）

■当該基金に組み入れた資産の種類
土地、建物、
有価証券、金地金

■当該基金に組み入れた資産の価額
：約8億円
（令和元年度末現在）

〔受入れ事例：東京藝術大学〕

●大学卒業生からの美術館寄贈（令和元年12月）

大学卒業生である画家・池口史子氏より、私立美術館「美術愛住館」が寄贈された。「美術愛住館」は、池口史子氏と堺屋太一（本名・池口小太郎）氏夫妻が暮らした住宅を美術館に改装した建物。大学の芸術教育の充実発展と世界への発信の拠点としての活用が寄附目的。
今後は学生・教員・卒業生等による展覧会やコンサート、講演会等に活用する予定

美術愛住館（東京都新宿区愛住町）

国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大
（内閣府との共同要望）【所得税】

R2改正

改正内容

- 現在、国立大学法人等に対する個人寄附は、**経済的理由により修学が困難な学生等の修学支援に係る事業**（修学支援事業）を対象とする場合に限って税額控除が選択できる。
  - ➢ 今回の措置により、これらの機関及び大学共同利用機関法人が行う**学生やポスドク**に対する**研究助成・能力向上のための事業を対象とした個人寄附**にも、**税額控除を選択できるよう**にする。

スキーム図

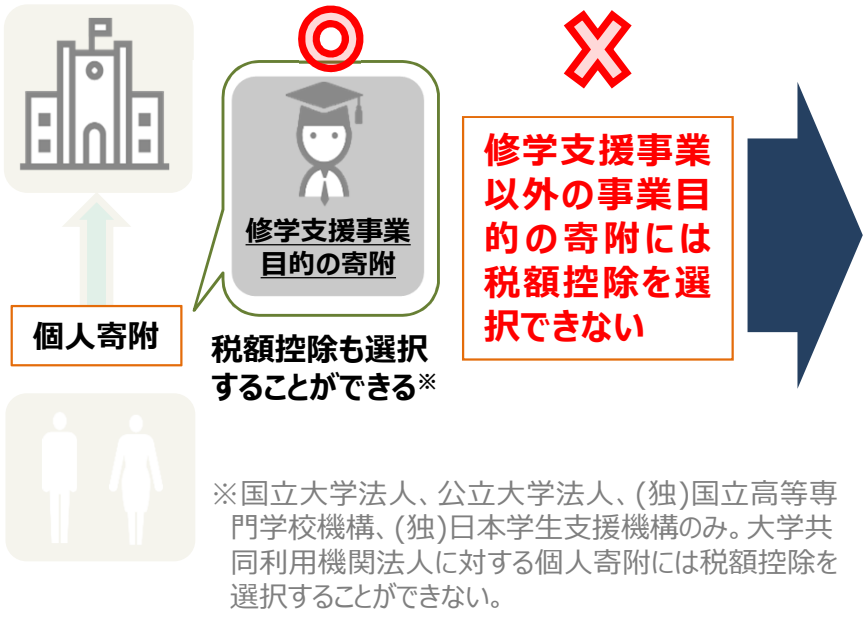

※国立大学法人、公立大学法人、(独)国立高等専門学校機構、(独)日本学生支援機構のみ。大学共同利用機関法人に対する個人寄附には税額控除を選択することができない。

◎**学生**又は**不安定な雇用状態である研究者（ポスドク）**に対する**研究への助成**又は**研究者としての能力の向上のための事業**を対象とした個人寄附にも税額控除を選択できるようにする。

対象者

学生、ポスドク

対象事業

- 公募型プロジェクトにおいて、自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- 研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- 異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

対象機関

国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人及び(独)国立高等専門学校機構

一定の博物館等に特定の美術品を寄附した際の特例措置の創設【所得税】【相続税】

R2改正

（1）みなし譲渡所得（個人寄附）の非課税特例に係る手続きの簡素化【所得税】

博物館等と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進し、博物館等のコレクションの充実による一層の魅力向上を図るため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく認定を受けた事業を行う独立行政法人又は地方独立行政法人に美術品を寄附する際の非課税特例適用に係る手続きを簡素化する。

国税庁長官承認は**不要**	国税庁長官承認が**必要**だが、**原則1か月で承認**（**自動承認特例**）	国税庁長官承認が**必要**（**承認に数か月～年単位の時間がかかるケース有り**）
国・ 地方公共団体	公益社団法人・ 公益財団法人・ 国立大学法人など	独立行政法人（美術館・博物館等） （特定の業務を行う）地方独立行政法人 非営利型の一般社団法人・一般財団法人など

独立行政法人・地方独立行政法人への寄附手続きを簡素化

（2）相続税の物納特例の対象となる登録美術品の対象範囲拡充【相続税】

美術館における優れた美術品の一層の公開促進のため、相続税の物納について、関係法令等の改正を前提に、適用対象となる登録美術品の範囲に制作者が生存中である美術品のうち一定のものを加える。

美術品公開促進法

相続税を物納する際に、登録美術品を物納に充当できる優先順位が高くなる

登録美術品登録基準

○重要文化財・国宝
もしくは
○世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有する作品
（存命中の作家の制作物は含まれない）

対象範囲の拡大（現代アートなど）

チケット寄附税制の概要

○政府の自粛要請を受けて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため文化芸術・スポーツイベントを中止・延期・規模縮小した主催者に対して、チケット代金の払戻しを受けない（放棄する）ことを選択した観客等が、その金額分（※１）について寄附金控除（※２）を受けられる制度を創設（５月１日より運用開始）。

（※１）年間ごとに合計20万円までのチケット代金分が本制度の対象となる。

（※２）所得税（所得控除又は税額控除）及び個人住民税（自治体が条例で定めた場合）が対象。

手続きフロー

STEP 1

主催者 ⇔ 文化庁・スポーツ庁

主催者からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が
対象イベントを指定（※）**申請から約１～２週間で指定**

●現に中止等（中止・延期・規模縮小）されたイベントを幅広く対象とします。
●対象イベントは、文化庁・スポーツ庁のHPに順次アップします。

STEP 2

主催者 ⇔ 参加者（払戻しを受けないことを選択された方）

参加者が対象イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡。
主催者から、指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書を入手。

STEP 3

参加者 ⇔ 税務署

確定申告の際に、上記2点の証明書と共に申告。
（e-taxでの申告も可能）
⇒寄附金として税優遇の対象となります。

指定要件

①文化芸術又はスポーツに関するものであること※1

②令和２年2月1日から令和３年1月３１日までに開催された
又は開催する予定であったものであること

③不特定かつ多数の者を対象とするものであること
（広く一般にチケット等が販売されており、数名以上の参加が想定されていたものを指します）

④日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること

⑤新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止・延期・規模縮小されたものであること

⑥ ⑤の場合に払戻しがされたもしくはされる予定であること※2

※１　例えば「音楽コンサート、エンターテインメント、伝統芸能等の公演イベント」、「映画、博物館等の観覧イベント」「プロスポーツの試合、マラソン大会等の参加型スポーツイベント」などのイベントを想定。

※２　払い戻しを行わないイベントは対象とならない。

申請・指定実績（７月27日(月)時点）

○**申請数　：　９８１件**
　うち文化芸術関係：８２８件、うちスポーツ関係：１５３件

○**指定数　：　８２４件**　※7月17日(金)指定
　うち文化芸術関係：６９９件（音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等）
　うちスポーツ関係：１２５件（観戦型スポーツ、参加型イベント等）

※申請数と指定数の差は、必要添付書類の未提出・不備による再請求・内容確認中のイベント。
　これまでに要件を満たさずに非指定となったイベントは存在しない。

ふるさと納税について

都道府県・市区町村に対する寄附は「ふるさと納税」として、寄附金のうち2千円を超える部分について、**住民税の2割まで**、所得税・個人住民税から全額が控除される。

（例）所得税の限界税率20%の人が3万円寄附した場合

（3万円－2千円）×（20＋10＋70）%＝**28,000円**控除される　（90%－限界税率）

香川大学

・ 香川県木田群三木町と香川大学との包括的連携協定に基づき、三木町ふるさと思いやり寄附（ふるさと納税）において、記念（返礼）品にレアシュガースウィート（希少糖含有シロップ）※を選択した者の寄附金総額の50％相当を香川大学に寄附金として支出

※1990年初頭に香川大学農学部教授が発見した酵素により、
希少糖の大量生産が可能になり、現在も研究が進められている

・ 三木町と大学との連携事項　地方創生・地域振興、教育研文化の振興、健康づくり　等

学校法人国際大学（国際大学）

・ 新潟県南魚沼市とのコラボレーションにより、寄付金募集にふるさと納税制度を活用。
・ 南魚沼市への寄付金の90％が、国際大学応援のための留学生奨学金等の国際化推進活動資金として、南魚沼市から国際大学へ交付。
・ 南魚沼市からの返礼品はないコースだが、国際大学が感謝の意を込め、地元南魚沼産コシヒカリ5kgを送付。
・ 申込みは大学で受付。大学において申請書の簡易版を作成し、市への申請の事務負担の一部を軽減

※寄付獲得実績　平成30年度：4,696万円　　平成29年度：6,332万円

前橋工科大学（公立）

　前橋市と連携して、2019年11月に「前橋工科大学支援」メニューを創設。
　市へのふるさと納税額の半額が大学へ交付され、大学が行う学生支援や地域貢献の充実のために活用する仕組み。
　同窓会員等への周知により初年度は220万円の受入があり、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下において、6月下旬に全面的に対面授業を再開するため、飛沫飛散防止のためのパーテーション設置や実験・実習用のフェイスシールドを全学生に配布し、学生の安全な学修環境確保のために活用。

特15. 前橋工科大学 未来へつなごうプロジェクト

多くの工学人材を輩出してきた前橋工科大学が、学生支援や国際交流などの充実により、さらに全国に誇れる大学へ躍進するための取り組みに活用します。

【前橋市ふるさと納税メニューHPより】

【学生食堂にパーテーション】

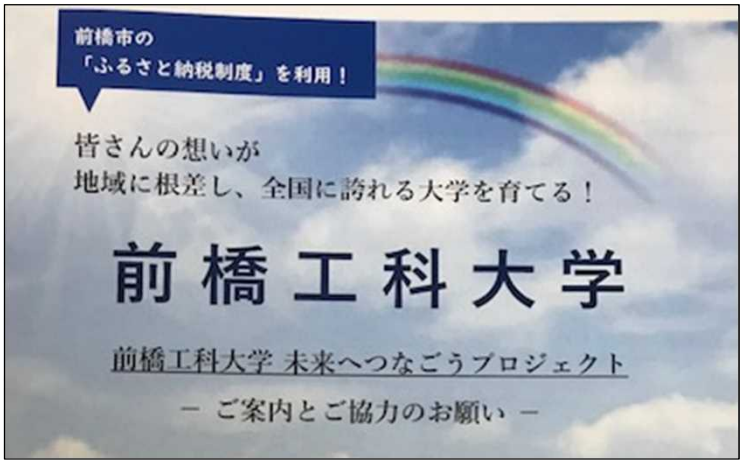

【周知用パンフレット】

【フェイスシールド学生配布】

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

○ 企業が寄附しやすいよう、
- **損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ**
- **寄附額の下限は10万円**と低めに設定

○ 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**

○ **寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要

※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。

※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

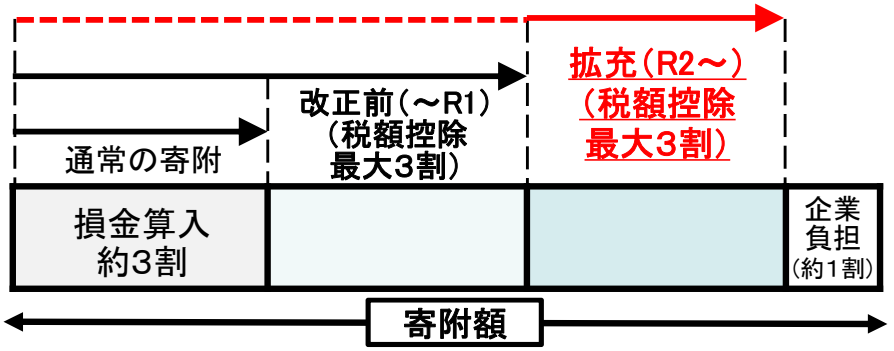

例）1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）が軽減

活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定

○○市
総合戦略
・○○事業
・△△事業
・◇◇事業

②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成

地域再生計画

③計画の認定

内閣府

④寄附

企業

⑤税額控除

国
（法人税）

企業が所在する自治体
（法人住民税・法人事業税）

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数：45道府県655市町村（令和2年度第1回認定後）

企業版ふるさと納税　平成28年度～平成30年度寄附実績

事業分野	H28年度		H29年度		H30年度		合計	
	寄附件数	寄附額（百万円）	寄附件数	寄附額（百万円）	寄附件数	寄附額（百万円）	寄附件数	寄附額（百万円）
しごと創生	371件	536	989件	1,935	1,063件	2,456	2,423件	4,927
地方への人の流れ	63件	41	152件	192	161件	568	376件	801
働き方改革	42件	59	56件	113	58件	105	156件	277
まちづくり	41件	111	57件	115	77件	346	175件	572
合　計	517件	747	1,254件	2,355	1,359件	3,475	3,130件	6,577

≪寄附額の分布≫

区　分	H28年度		H29年度		H30年度		合計	
	件　数	割　合	件　数	割　合	件　数	割　合	件　数	割　合
1,000万円以上	23件	4%	50件	4%	71件	5%	144件	5%
500万円以上～1,000万円未満	15件	3%	37件	3%	41件	3%	93件	3%
100万円以上～500万円未満	137件	27%	309件	25%	351件	26%	797件	26%
うち100万円	94件	18%	195件	16%	223件	16%	512件	16%
50万円以上～100万円未満	78件	15%	151件	12%	163件	12%	392件	13%
10万円以上～50万円未満	264件	51%	707件	56%	733件	54%	1,704件	54%
合　計	517件	100%	1,254件	100%	1,359件	100%	3,130件	100%

83%

Ⅲ　国公立大学、学校法人、研究開発法人における寄附の取組み

鹿児島大学

- 大学執行部が積極的に県内企業や卒業生等を訪問し、寄附の依頼を行った結果、鹿児島大学の永続的な教育研究支援等に資するようにとの趣旨で、卒業生で名誉博士である稲盛和夫京セラ名誉会長から、京セラ株式100万株（寄贈時時価約80億円相当）の寄贈を受けている。
- 当該寄附を「基金」化し、これを原資として鹿児島大学21世紀版薩摩藩英国留学生派遣事業「UCL稲盛留学生」など学生の教育支援等を実施することとしている。

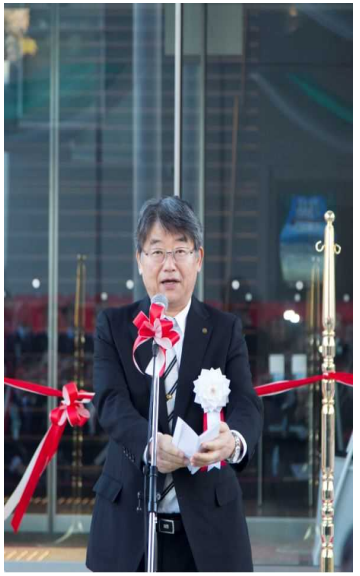

東北大学

- 寄附金の獲得増に向けて、遺贈に特化した寄附金受入窓口（東北大学遺贈寄附サポートセンター）を設け、弁護士、税理士、信託銀行などの専門家と提携した相談体制を整備するとともに、米国NPOと契約を締結し、寄附する際に米国税法上の優遇措置を受けられるよう受入窓口を開設するなど受入方法の多様化を進め、遺贈による寄附金や米国在住者からの寄附金受入れ体制を強化している。
- その結果、平成28年度には、遺贈による寄附金額が約15億4,100万円(2件)(前年度は約1億300万円(1件))に増加するとともに、米国在住者から約90,000USドルの寄附を受け入れた。

遺贈の活用事例（事業所内保育所外観）

静岡県立大学

教育活動や学生の修学支援等を目的とする「おおぞら基金」を設立。

平成30年よりPST要件の証明を受け、個人寄付について所得税額控除の優遇措置が認められたことにより、令和元年度には80件の寄附を受入れた。

令和2年度は新型コロナウイルスにより影響を受けた学生への支援などで既に100件を超えている。

また、読み終えた本・DVD等の提供を受け、査定換金額を同基金に寄附する「古本募金」による寄附の促進を図っている。

寄附お願いのチラシを大学広報誌とともに送付するなど広報にも努めている。

令和元年度おおぞら基金の活用事例

事業
図書購入
車椅子学生への介助ヘルパー配置
成績優秀者の表彰（学部2年終了時）
学生の地域貢献活動への支援
学生への奨学金支給（大学院生）

学校法人青山学院（青山学院大学）

【寄附をしたくなる、すぐできる工夫を徹底】

- 寄附による成果を鮮明にイメージできるように、奨学金を受給した学生のメッセージやストーリーを記載
- 卒業生等から寄附の返礼品を提供していただき、ふるさと納税のようなキャンペーンを大学独自で実施
- 寄附手続のハードルを軽減するために、Amazon Payによる寄附を実現　など

学校法人立命館（立命館大学）

【出版社と連携し、クラウドファンディング】

- 講談社とコラボレーションし、立命館大学の研究をコンテンツとした寄附募集を2019年より実施
- 特設サイト上で、立命館大学所属の教員の研究を紹介し、寄附の返礼品も研究にちなんだものを用意
- 2020年7月までに実施した5件のプロジェクトは、全てが目標寄附額を達成。

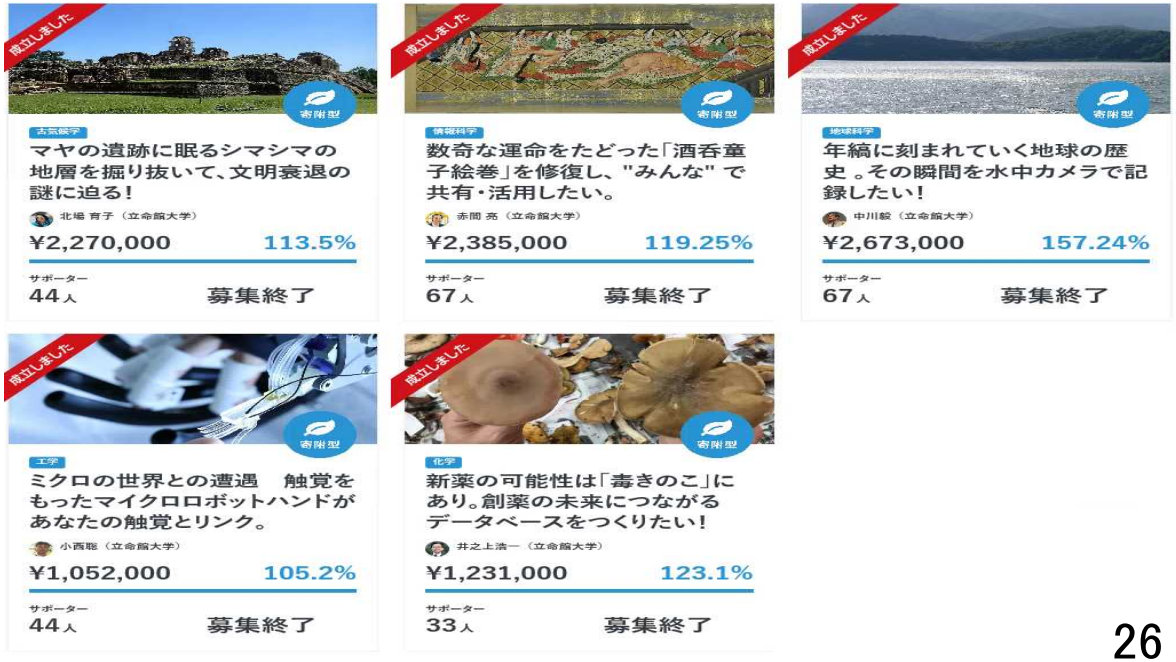

「Team KUROSHIOプロジェクト」XPRIZE挑戦に向けたクラウドファンディングについて（国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）の取組事例）

概要

- ✓ 2015年から2019年にかけて、「Shell Ocean Discovery XPRIZE」（無人での海底地形調査の調査面積と精度・ターゲット撮影等を競う国際コンペティション）が開催された。
- ✓ 上記コンペに出場するため、JAMSTECを含む国内産学官８機関の若手が中心となり、「Team KUROSHIO」を結成。コンペは見事準優勝。
- ✓ プロジェクトのプロモーションや間接経費（開催地までの旅費等）の調達のため、クラウドファンディング（以降、CF）等を２度にわたり実施。

Team KUROSHIO　参画機関

Shell Ocean Discovery XPRIZE　表彰式にて

全体のスケジュール

CFの取組内容

第１弾

- ✓ 2017年２～５月、Round1（技術評価試験）に合わせ、株式会社academistの支援を受けて実施。
- ✓ 目標額500万円。達成額はこれを大きく上回る659万円。サポーターは542名に増加。

第２弾

- ✓ 2018年４～７月、Round2（競技）に合わせ、朝日新聞社A-portの支援を受けて実施。
- ✓ 目標額は第１弾の倍の1,000万円。目標額は達成
- ✓ できなかったが、第１弾を上回る750万円を調達。サポーターはさらに585名へと増加。

第２弾　CFサイト

広報活動について

- ✓ ターゲットは広く一般の人々。様々な手段で活動を説明（講演会、チラシ配布等）。
- ✓ FacebookやtwitterといったSNSを応援ツールとして活用。
- ✓ 熱心な広報活動の結果、多くのサポーターを獲得。

広く一般の人々への広報活動

SNSの活用

鵜尾雅隆氏「新時代の大学の寄附」
（認定NPO法人日本ファンドレイジング協会 代表理事）
平成30年度文部科学寄附フォーラムでの配付資料より

ファンドレイジングとは、何か？

×　　＝

鵜尾雅隆氏「新時代の大学の寄附」
（認定NPO法人日本ファンドレイジング協会 代表理事）
平成30年度文部科学寄附フォーラムでの配付資料より

ファンドレイジングとは、何か？

共感 × 解決策 ＝ 課題解決

ご清聴ありがとうございました。